

（消音器）

第252条 一般原動機付自転車騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）、排気管を有しない一般原動機付自転車及び排気管を有する一般原動機付自転車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

一般原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ 第一種一般原動機付自転車	84
ロ 第二種原動機付自転車	90

- 二 次の表の一般原動機付自転車の種別の欄に掲げる一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

一般原動機付自転車の種別	定常走行騒音	加速走行騒音
イ 第一種一般原動機付自転車	65	71
ロ 第二種原動機付自転車	68	71

- 三 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあつては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

- 2 内燃機関を原動機とする一般原動機付自転車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第64条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 消音器に破損又は腐食がないものであること。
 二 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造

上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。